

令和3年8月11日からの大雨による災害に係る中小企業への金融支援策について

1 趣 旨

国（経済産業省）は、令和3年8月11日からの大雨による災害の影響を受けている中小企業への資金繰り支援措置として、8月13日の災害救助法適用を受け、セーフティネット保証4号を適用することを決定した。

県では、県費預託融資制度において、セーフティネット保証4号の対象者として、市町長の認定を受けた中小企業を金融面から支援するため、緊急対応融資（セーフティネット資金（国指定））を設けている。

セーフティネット保証4号の適用は、近日中に行われる予定の官報での地域指定の告示後であるが、被災した事業者が、速やかに緊急対応融資（セーフティネット資金（国指定））を利用できるよう、県においても本日、事業者総合相談窓口を設置し、事前相談に対応することとした。（緊急対応融資の相談を含む、事業者からの総合相談窓口として設置する。）

なお、県費預託融資制度では、災害によって影響を受けている中小企業者等を対象とした緊急対応融資（倒産防止等資金（県指定））を設けており、この資金は国の指定に関わらず、市町の認定（り災証明）により対応できる。

2 セーフティネット保証4号の指定地域（予定）

広島市安佐北区、安芸高田市、山県郡北広島町、三次市

3 セーフティネット保証4号のポイント

県費預託融資制度の一般資金と比較し、貸付利率等が優遇される緊急対応融資（セーフティネット資金（国指定））の対象となる。

- ・貸付利率 0.8～1.2%（一般資金の貸付利率 1.5～1.9%）
- ・信用保証について、一般保証とは別枠の保証（無担保8千万円、普通2億円）が利用可能
- ・広島県信用保証協会の信用保証料率が一律 0.7%

【セーフティネット保証4号の対象要件】

次の要件のいずれも満たすことについて、市町長の認定を受けた中小企業者等

- ① 指定地域において1年以上継続して事業を行っていること。
- ② 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれること。

4 事業者総合相談窓口

広島県商工労働局経営革新課 082-513-3321

5 セーフティネット保証4号の認定書の発行

各市町中小企業支援担当課

6 その他の金融支援策

(1) 融資制度

- ア 緊急対応融資（倒産防止等資金（県指定等））
- イ 日本政策金融公庫災害復旧貸付
- ウ 各市町が行う災害復旧融資制度

(2) 経済産業省が設置する県内の特別相談窓口

機関名	支店名	連絡先
日本政策金融公庫	広島支店（中小企業事業）	082-247-9151
	広島支店（国民生活事業）	082-244-2231
	尾道支店（国民生活事業）	0848-22-6111
	福山支店（国民生活事業）	084-922-6550
	呉支店（国民生活事業）	0823-24-2600
商工中金	広島支店	082-248-1151
	広島西部支店	082-277-5421
	福山支店	084-922-6830
広島県信用保証協会		082-228-5501
広島商工会議所		082-222-6610
尾道商工会議所		0848-22-2165
呉商工会議所		0823-21-0151
福山商工会議所		084-921-2345
三原商工会議所		0848-62-6155
府中商工会議所		0847-45-8200
三次商工会議所		0824-62-3125
庄原商工会議所		0824-72-2121
大竹商工会議所		0827-52-3105
竹原商工会議所		0846-22-2424
因島商工会議所		0845-22-2211
東広島商工会議所		082-420-0301
廿日市商工会議所		0829-20-0021
広島県商工会連合会		082-247-0221
広島県中小企業団体中央会		082-228-0926
全国商店街振興組合連合会		03-3553-9300
広島県よろず支援拠点		082-240-7706
中小機構中国本部企業支援部企業支援課		082-502-6555
中国经济産業局産業部中小企業課		082-224-5661